

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	薬剤師が、薬剤師としての業務上又は調査・研究のために、公表された著作物の複製を迅速かつ平易に入手し利用することを可能とする。
法改正を必要とする理由	<p>薬剤師の日常業務や、知識向上のために必要な各種医薬品・薬学情報（特に副作用、相互作用等に係わる安全性情報）などの最新の知見は、医薬品のパンフレットなどの他には、主として学術論文等の著作物として多くの医学雑誌等で公表されているが、個々の薬剤師や所属する機関がこれらの雑誌を購入したり、著作権法三十一条に定められる図書館を利用して必要な情報を迅速に入手することが十分可能な状況にあるとはいはず、多くの場合、何らかの手段によりその複製入手し利用せざるを得ないのが現状である。</p> <p>特に、副作用情報など医薬品の適正使用に係わる著作物等は、国民の医療安全や健康増進のために情報提供すべき必要かつ重要な情報源であり、すみやかに多くの医療従事者に伝達されるべきものでもあることから、その流通を阻害することがあってはならない。</p> <p>また、常に最適な医薬品が安全かつ適正に患者に使用されることは重要な事である。薬剤師は、患者の薬物療法を円滑に行うために服薬指導を行うが、服薬指導を行うに当っては、著作物入手することが不可欠であり、このような著作物に関しては、著作権者の権利を不当に侵害しない範囲において、平易に利用できる法的環境を整える必要があると考えられる。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第二章第三節第五款に (医薬品の適正使用等に係わる複製)として以下の事項を追加する。</p> <p>薬剤師等の医療従事者は、医薬品の適正使用やその確保等の業務を行う場合には、公表された著作物を複製・利用することができる。</p> <p>医薬品の適正使用やその確保のために薬剤師等から依頼を受けたものは、著作権者の権利を不当に侵害せず、又自らが不当な利益を享受しない範囲において、著作物を複製し、薬剤師等へ提供できるものとする。</p>
団体名	日本病院薬剤師会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	薬剤師が、薬剤師としての業務のために、公表された著作物の複製を迅速かつ平易に入手し利用することを可能とする。
法改正を必要とする理由	<p>薬剤師としての日常業務や、知識向上のために必要な各種薬剤・薬学情報（特に副作用、相互作用等に係わる安全性情報）などの最新の知見は、医薬品等のパンフレットなどの他には、主として学術論文等の著作物として多くの医学薬学雑誌等で公表されるが、個々の薬剤師や所属する機関がこれらの雑誌を購入したり、著作権法三十一条に定められる図書館を利用して必要な情報を迅速に入手することが十分可能な状況にあるとはいえるが、多くの場合、何らかの手段によりその複製を入手し利用せざるを得ないのが現状である。</p> <p>上記の著作物、特に副作用情報など医薬品等の適正使用に係わる著作物等は、公衆の健康維持のために、すみやかに多くの医療関係者に伝達されるべきものであることから、その流通を阻害することがあってはならない。</p> <p>常に最適な医薬品等が安全かつ適正に患者に使用されることが重要であり、薬剤師は適切に調剤・服薬指導等を行わなければならない。適切に調剤や服薬指導等を行うには、必要な著作物を迅速的確に入手することが不可欠であり、このような著作物に関しては、著作権者の権利を不当に侵害しない範囲において、平易に利用できる法的環境を整える必要があると考えられる。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法に制限規定を新設</p> <p>薬剤師等の医療関係者は、医薬品等の適正使用及びその確保のために必要な場合は、公表された著作物を複製・利用することができる。</p> <p>医薬品等の適正使用及びその確保のために薬剤師等から依頼を受けたものは、著作権者の権利を不当に侵害せず、又自らが不当な利益を享受しない範囲において、著作物を複写し、薬剤師等へ提供できるものとする。</p>
団体名	日本薬剤師会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	医薬品の適正使用にかかる情報の収集、提供については、医師、薬剤師などの医療関係者及び薬事法で義務の課せられている製薬企業の行為をその公益的見地から著作権の適用除外とすべきである。
法改正を必要とする理由	<p>医薬品の適正使用とは、まず、的確な診断に基づき患者の状態にかなった最適な薬剤、剤形と適切な用法・用量が決定され、これに基づき調剤されること、次いで、患者に薬剤についての説明が十分理解され、正確に使用された後、その効果や副作用が評価され、処方にフィードバックされるという一連のサイクルと言える。人の生命・健康に関わる医薬品は単なる化学物質ではなく、適切な情報が付帯されてはじめて医薬品としての存在価値が生じ、医療上貢献できることとなる。したがって、医療現場における医師や薬剤師は適正な医薬品情報を常にタイムリーに得られなくてはならない。</p> <p>この医薬品情報については、諸外国においては、医師・薬剤師が自ら文献等の情報を検索し、タイムリーに正確な情報として、その複製物を入手している。このような医師・薬剤師の行為は、当然、医療行為の一環として行われるものであり、イギリス、ドイツ、スペインでは、著作権法の除外となっている。またアメリカにおいても、Fair Use に該当するものと考えられる。</p> <p>一方、わが国においては、医師・薬剤師の行為が著作権法の適用除外とはなっておらず、また前記、医薬品情報の入手については、医師・薬剤師よりも、より迅速に多くの情報を収集できると考えられる製薬企業に情報収集、提供義務が薬事法で課せられている。</p>
	<p>前述のように医薬品の情報は、医療現場における医師や薬剤師に迅速に提供されなければならず、正しい情報を迅速に提供されることが公益にかなうものである。情報提供義務の課せられた製薬企業としては、正しい情報を迅速に提供するために、文献等の複製物を提供している。これら義務の遂行には、迅速性、正確性の面から複製物に頼らざるを得ない状況であるが、著作権法の規定に従って、事前に複製の許諾を得ることは不可能であり、許諾を条件とすると迅速な情報提供ができなくなってしまう。これは、正確な情報が迅速に提供されることにより医薬品が適正に使用され、その有効性・安全性が保たれ、国民の生命・健康を守るという薬事法の法目的が達成されないこととなってしまうことを意味するものである。さらに、国民が生命を維持し健康を追及することは、基本的人権として憲法によって保障されているものであり、そのような権利さえも脅かすことになりかねないものである。</p> <p>日本の著作権法に Fair Use の考えが導入されていない以上、上記のような医薬品の適正使用にかかる情報の収集、提供について、医師、薬剤師などの医療関係者及び薬事法で義務の課せられている製薬企業の行為をその公益的見地から著作権の適用除外とすべきである。</p> <p>ちなみに、我が国の特許法第 69 条第 3 項においては、医師・薬剤師による調剤行為は、患者たる国民の健康を回復せしめるという特殊な社会的任務に係るものであることなどを考慮して、特許権の効力が及ばない範囲とされている。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法 制限規定を新設</p> <p>薬事法の規定により医薬品の適正使用にかかる情報を収集、提供する場合必要な範囲において資料等を複製、譲渡及び公衆送信することができる。</p>

	また、当該複製、譲渡及び公衆送信する行為は委託することができる。
団体名	日本製薬団体連合会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	健康危害情報に対する制限規定
法改正を必要とする理由	<ul style="list-style-type: none"> ・制限条件は、基本的に、目的によって定めるものとする。 ・国民の健康危害に関する情報は、いち早く、正確に伝達することが必要であり、権利者個人の権利より社会の公益性が優先すべきものである。 ・厚生労働省でも、例えば薬事法、また「健康危機管理基本指針」「医薬品等危機管理実施要領」「感染症健康危機管理実施要領」「飲料水健康危機管理実施要領」「食中毒健康危機管理実施要領」として、情報収集・伝達・提供の必要性を唱っているものである。
改正条項及び内容	<p>著作権法 第41条の42条の後に、新条項を挿入する</p> <p>(健康危害情報の伝達)</p> <p>第〇〇条 法令・条例・指針などの規定により緊急の情報伝達・提供を目的として著作物を利用する場合、必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができます。</p>
団体名	社団法人 情報科学技術協会（複写権問題対策委員会）

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	第五款 著作権の制限に、医療機関における複製を入れること
法改正を必要とする理由	<p>医療の担い手には医学的根拠に基づいた有効かつ良質で適切な医療の提供が要求されている。医学的根拠には過去の医学的遺産および最新の文献が必要であり、医療者の調査研究・教育のみならず、患者の治療、国民の健康を守るために文献は不可欠であり、医療者への文献提供は公共の福祉に資するものである。</p> <p>平成 16 年より医師の卒後教育が義務化されたことに伴い、臨床研修指定病院の図書館には医師の臨床研修・教育を担う役割が課せられ、図書館施設や蔵書などの他、図書館担当者として専任司書の必要性が求められている。今後は医師の卒後教育の場が大学から病院にシフトすることは明白であり、病院図書館での文献提供は日本の医療の質を左右するものと思われる。</p> <p>一方、医療施設別にその従事者：医師数をみると、大学等医療機関の平均年齢は 36.6 才で全体の約 25%、病院では 42.2 才・約 64%、診療所では 52.9 才・約 11% である。（国民医療年鑑 平成 14 年度）これらから、日本の医療の担い手を医師を元に考えた場合には、病院図書館での文献提供の必要性、重要性が明らかである。</p> <p>以上の理由により、医療法に基づき開設された医療施設に設置された図書館その他の施設においては、診療に係わる調査研究、医師等の研修の過程における使用に供することを目的とする場合には、図書館その他の施設の図書、記録、その他の資料を用いて著作物を複製することを著作権の適用外とするよう要望する。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第 31 条 二 (追加)</p> <p>(医療機関における複製)</p> <p>病院その他の医療機関（医療法に基づいて設置された施設）において、診療・調査研究・教育において必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。</p>
団体名	医療系図書館員学びネット

(90)
(92)

著作権法改正に関する要望事項

3. システム・キャッシング等に関する権利制限の導入

要望の趣旨	通信過程におけるシステム・キャッシング、バックアップ等の適法性を確保することで、ネットワーク事業／利用に伴う著作権侵害のリスクを排除し、よってネットワーク社会の健全な発展に寄与する
法改正を必要とする理由	<p>(1) 問題の所在</p> <p>ネットワーク利用時に、送信過程に介在するシステムが、通信効率を向上するため自動的に行う蓄積(キャッシング等)や、通信サービス提供者がシステム運用のために行う便宜的なバックアップについては、現行の著作権法においては、複製権の及ぶ複製と解されるおそれが高いが、これらの行為はどの権利制限規定にも該当しない。また、ユーザが通信効率向上のために行う、各自のパソコン等への著作物の蓄積(キャッシング)についても同様である。</p> <p>(2) 法改正の必要性</p> <p>現在のインフラで円滑なネットワーク運営を実現するには、こうした蓄積が不可欠であるにもかかわらず、これらの行為に複製権が及ぶとした場合には、個別に権利処理することは現実的ではないことから、新たに権利制限を設けるべき態様あると考える。</p> <p>なお、これらの複製はネットワークやシステムを流通していく、著作物を含むすべてのデータをひとまとめにして蓄積しているところ、個々のデータを独立して抽出・利用することが非常に困難であること、かつ一定時間が経過した後には別のデータにより上書きされ消去されることから、権利者の利益を不当に害するものではないと考えられる。</p> <p>仮にこのような規定を導入しない場合には、一般的権利制限規定の導入が必要であると考える。</p>
改正条項及び内容	<p>新設</p> <p>著作物等に係る以下のいずれかを唯一の目的として行われる技術的過程の不可欠で本質的な一部分であり、かつ独立した経済的重要性を持たない複製行為は、複製権の例外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ネットワーク負担を軽減し又はアクセス速度を向上させるため、ユーザ間の通信を介在する者(介在者:intermediaries)及びユーザ自身により行なわれる、効率化を目的とする複製 ② ネットワークを利用した第三者間の情報伝達のため、介在者が行う複製
団体名	社団法人電子情報技術産業協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	システム・キャッシング等の合法性の明確化 通信過程におけるシステム・キャッシング、バックアップ等の適法性を確保することで、ネットワーク事業／利用に伴う著作権侵害のリスクを排除し、よってネットワーク社会の健全な発展に寄与する。
法改正を必要とする理由	(1) 問題の所在 ネットワーク利用時に、送信過程に介在するシステムが、ネットワークの負担軽減のために自動的に行う蓄積(キャッシング)や、通信サービス提供者がデータの保存の信頼性を高めるために行う便宜的、技術的な蓄積(バックアップ)については、現行の著作権法においては複製権の及ぶ複製と解されるおそれが高いが、これらの行為がどの権利制限規定にも該当しない。 また、ユーザがネットワークの負担軽減のために行う各自のパソコン等への蓄積(キャッシング)についても同様である。 これら蓄積につき、許諾機会を設け権利処理を行わせることは、事業者等にとって過度の負担を強いこととなり、高度情報通信ネットワーク社会の形成を阻害するおそれがある。 (2) 法改正の必要性 現在のインフラで円滑なネットワーク運営を実現するには、こうした蓄積が不可欠であるにもかかわらず、これらの行為に複製権が及ぶとした場合は、個別に権利処理することは現実的ではないことから、新たに権利制限を設けるべき行為であると考える。キャッシング等による一時的蓄積は、ネットワークの効率的利用の点から極めて有効な手段とされているものであって、今後の我が国における情報通信技術の発展に必須ともいべき公益性を備えるものである。 なお、これらの蓄積はネットワークやシステムを流通していく、著作物を含むすべてのデータをひとまとめにして蓄積しているため、通常の方法では個々のデータを独立して抽出・利用することが非常に困難であること、かつ一定期間経過後には別のデータにより上書きされアクセス不能になることから、それ自体で権利者の通常の利用を妨げたり、その正当な利益を害したりするおそれはほとんどないと考えられる。
改正条項及び内容	新たな条項(第2章第3節第5款中)の創設 著作物等に係る以下の行為を可能にすることを唯一の目的として行われる技術的過程の不可欠で本質的な一部分であり、かつ独立した経済的重要性を持たない複製行為は、複製権の例外とする。 ①介在者及びユーザにより行われる、ネットワーク負担を軽減するため、またはネットワークへのアクセスの効率化を目的とする複製 ②介在者(intermediaries)により行われる、ネットワークを利用した第三者間の伝達のための複製
団体名	日本知的財産協会

著作権法改正に関する要望事項

2. 瞬間的・過渡的蓄積が複製権の対象外であることの明確化

要望の趣旨	デジタルAV機器で視聴のための信号処理に必要なメモリへの瞬間的・過渡的蓄積や、コンピュータのビデオメモリへの瞬間的・過渡的蓄積、あるいはコンピュータ・プログラムを実行する際のRAM上への展開など、機器の内部等で行われる瞬間的・過渡的な「著作物」の蓄積について「複製権」の対象となる「複製」ではないことを明確化する
法改正を必要とする理由	<p>(1) 問題の所在</p> <p>現在、機器等の内部において作成される瞬間的・過渡的蓄積を複製権の対象とすべきとの主張が行われることがある。</p> <p>仮にこの主張を受け入れると、著作物を享受する行為(見たり聴いたりすること)にまで権利許諾が必要となる。これは、現在の著作権法の原則(著作物の利用行為に対してのみ禁止権を付与し、その使用行為には権利を及ぼさない)を大きく変えるものであるところ、現在、このような主張に基づく解釈を採用する、あるいは法律上明確化しなければ権利者の利益が著しく損なわれるという説明には説得力がない。</p> <p>また、利用のための準備行為に不可欠な蓄積(ex. 送信のためのRAMへの蓄積)にも複製権が及ぶことすると、本来予定している利用行為(ex. 公衆送信)に加えて、その前段階の蓄積にも許諾が必要になる。</p> <p>(2) 法改正の必要性</p> <p>他方で、(1)の主張を許すことは、複製権の範囲に関する無用の議論を生ぜしめることとなることから、使用行為又は利用のための準備行為に不可欠なものと含め、瞬間的・過渡的蓄積は複製権の対象ではないことを明らかにすることが望まれる。仮にこのような明確化ができない場合には、一般的権利制限規定の導入が不可欠であると考える。なお、ここでいうところの「瞬間的・過渡的」の範囲については、単に時間的な長短という観点だけでなく、必要性や利便性(社会全体としての経済合理性)も加味しつつ、具体的にどのような蓄積を指すものであるかについて、今後議論が必要であると認識している。</p>
改正条項及び内容	著作権法第2条、第21条 「著作物」の瞬間的・過渡的蓄積は、著作権法上の「複製」でないことを明確化する。
団体名	社団法人電子情報技術産業協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	機器の技術的構造上、不可欠に生ずる蓄積(瞬間的・過渡的なもの)に複製権が及ばないことの明確化 デジタルAV機器で視聴のための信号処理のためのメモリへの蓄積や、コンピュータの内部記憶への非恒常的なプログラムの蓄積、ビデオメモリへの映像の蓄積、送信のためのメモリへの蓄積、デジタルTVの放送波受信時のチューナ内部での蓄積、圧縮データや暗号化データの視聴時の伸張のための蓄積など、機器の内部で構造上不可欠に行われる著作物の蓄積(瞬間的・過渡的なもの)については、複製権が及ばないことを明確化する。
	(1)問題の所在 著作物を享受する行為(使用、視聴)や、利用行為(例えば、公衆送信行為、上映行為等)の過程で、用いられる機器の技術的構造上、不可欠に生成される著作物の蓄積(瞬間的・過渡的なもの)に複製権が及ぶとすると、これら享受行為を事実上、著作権者等の許諾に係らしめることとなり、また、本来目的とする利用行為(公衆送信、上映等)の許諾とは別に、複製権の許諾が必要であるということとなる。 また、かのような蓄積はそもそも著作物の使用者、視聴者、利用者には意識されて行われているものではないし、この蓄積が行われたとしても使用目的以外に著作物を利用されることはないと想定され、権利者の通常の利用を妨げることやその正当な利益を不当に害することにはならないものと考えられる(その事象が発生しているとは考えられない)。 なお、CD、MDプレーヤ内部での音飛び防止のための蓄積、リプレイ機能のための蓄積、マルチ画面モード時のTV内での映像の蓄積など、用いられる機器の技術的構造上、不可欠に生成される著作物の蓄積とはいえないが、著作物の視聴のための利便性向上を目的とした蓄積(瞬間的・過渡的なもの)についても、そもそも著作物の使用者、視聴者、利用者には意識されて行われているものではないし、この蓄積が行われたとしても使用目的以外に著作物を利用されることはないと想定され、権利者の通常の利用を妨げることやその正当な利益を不当に害することにはならないものと考えられる(その事象が発生しているとは考えられない)。
法改正を必要とする理由	(2)法改正の必要性 複製概念に関する解釈が曖昧であるために、昨今、かくのごとき態様の蓄積であっても、複製概念に含まれたほうが良いとする議論がある。 そこで、この点を明確化するため、かかる蓄積は、そもそも複製には該当しないとするか、又は複製に含まれるとしても権利は及ばないとするべきである。
改正条項及び内容	(1)第2条第1項15号の改正 又は(2)新たな条項(第2章第3節第5款中)の創設 (1)第2条1項15号を次のように修正する。 「複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他他の方法により有形的に再製(著作物の利用または使用の過程で、利用または使用のための機器内部において、技術的構造上、不可欠に生ずる場合を除く)することをいい…」 (2)権利制限規定を追加し、著作物の利用または使用の過程で、利用または使用のための機器内部において、技術的構造上、不可欠に生ずる複製については、複製権は及ばないこととする。
団体名	日本知的財産協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	専らプログラムの著作物及びデジタル方式のコンテンツのバックアップ、リプレース等を目的とした複製、翻案のために供される公衆提供自動複製機器については、違法な公衆提供自動複製機器から除外されるべきである。
法改正を必要とする理由	<p>(1) 問題の所在</p> <p>著作権法30条1項1号の公衆提供自動複製機器による複製除外規定(及び119条2号の営利目的での自動複製機器提供に関する罰則規定)は、「レコードやビデオのレンタル店などにおける店頭ダビングにより、著作者の利益を損なう事態に対処することを契機として、このような複製行為の「法的主体」が利用者個人であるのか機器を設置している店であるのかということを検討することなく明確に規制することができるようにするため」(作花文雄「詳解著作権法(第2版)」285頁)に導入された規定とされ、「大量な複製が誘発され著作権者に甚大な不利益を与えることを防ぐため」(田村善之「著作権法概説」第2版201頁)の規定であるとされている。しかるに現在では、情報技術の発達に伴う複製技術の高度化により、この定義に該当する可能性のあるものであっても、必ずしも定型的に著作権者等に甚大な不利益を与えることにはならない自動複製機器も存在する。現行法では例えば店頭に設置されている携帯電話端末データのバックアップ用機器のように、悪用されない限りそれ自体では私的複製行為の誘発として違法視されるほどの社会的実態のない自動複製機器の設置及びそれによる私的複製も違法となる余地がある。そもそも複製技術の高度化により、家庭内でもデジタル技術による大量複製が可能な今日では、実効的な規制としては、コピープロテクション回避への規制又は複製機器に対する補償金制度が現実的なものとして主流になっていくことが予想され、また、定型的に違法な大量複製を誘発する機器等に対しては、ファイル交換ソフト等の判例でも確立しつつある著作権の侵害主体論で対応する方法もあることを考えると、公衆提供自動複製機器を独立に規制する役割は相対的に小さいものとなっているともいえる。</p> <p>(2) 法改正の必要性</p> <p>そもそも30条1項1号、119条2号は、著作権等の侵害主体論と密接な結びつきがあるところ、我が国判例においても確立しつつある著作権等の侵害主体の要件であるところの「管理」が当該公衆提供自動複製機器設置者に認められない場合は、上記各規定の適用を受けないことを明文化する必要がある。立法論的選択肢としては、①公衆提供自動複製機器に関する規制を撤廃し、著作権の侵害主体論で対応する考え方、又は②公衆提供自動複製機器の規制は存続させ「管理」が認められない場合を構成要件該当性あるいは違法性阻却事由にする考え方がありうるが、①は既に相当期間実施されてきたレコード、ビデオレンタル店の自動複製機器の規制や現在附則で許容されている文献複写機器に対する規制などアナログ著作物への規制に対する影響を考えるとややドラスティックなきらいがあり、他方②に関しては実質的妥当性は図り得るも、行為指針としての明確性に欠けることから、一定の行為類型として、まず著作権法47条の2を改正して(詳細は、別に提出している著作権法47条の2の改正に関する要望参照)、「デジタル方式により記録された著作物の複製物を使用する権限を有する者は、自ら当該著作物を電子計算機その他デジタル方式により記録された著作物を知覚しうる機器において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製(技術的保護手段を回避して行う複製を含む。)又は翻案(これにより創作した二次的著作物の複製を含む。)をすることができる。」との条文を設け、専ら公衆による47条の2の複製、翻案のために公衆提供自動複製機器が設置される場合を規制の対象から除外することが現実的と考える。</p>

改正条項及び内容	著作権法第30条1項1号を以下のように改正する。 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。ただし、専ら公衆による第47条の2に定める複製、翻案の用に供することを目的として設置されているものを除く。)を用いて複製する場合
団体名	日本知的財産協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	専らプログラムの著作物及びデジタル方式のコンテンツのバックアップ、リプレース等を目的とした複製、翻案のために、適法な権限を有する者の求めに応じて業者等が行う複製、翻案については、著作権者の利益を不当に害しない限り、著作権を制限すべきである。
法改正を必要とする理由	<p>(1) 問題の所在</p> <p>たとえば、現在高度に普及し、かつ、着メロ、着うたなどのような携帯電話向けのコンテンツの場合、突然の故障に備えてバックアップをとろうとしたり、あるいは機種変更に伴って新端末に旧端末からコンテンツを移動しようとしても、現状ではほとんどの携帯電話向けコンテンツにはコンテンツ提供者によりコピー・コントロールが付されており、これを回避して複製することは、著作権法30条1項2号により許されないため、故障のためのバックアップや機種変更に伴うリプレースのように、実質的に著作権者の経済的利益を侵さないと考えられる場合であっても、ユーザーは当該コンテンツを再度購入することを強いられることになる。このような私的複製行為の過度の制限とも解される場合には、公正取引委員会が平成15年3月31日付で発表した「デジタルコンテンツと競争政策に関する研究会報告書」の39頁以下でも問題視されており、著作権法30条1項2号の改正が無理であるとしても、プログラムの著作物に準じて、デジタルコンテンツのバックアップ、リプレース等のための複製、翻案については、権利制限規定を置くべき必要性が高いと考えられる。</p> <p>そこで、別に提出している著作権法47条の2の改正に関する要望(以下「別途改正要望」という)記載の通り、著作権法47条の2については「デジタル方式により記録された著作物の複製物を使用する権限を有する者は、自ら当該著作物を電子計算機その他デジタル方式により記録された著作物を知覚しうる機器において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製(技術的保護手段を回避して行う複製を含む。)又は翻案(これにより創作した二次的著作物の複製を含む。)をすることができる。」と改正されることが必要であり、かつ、そこにおいては別途改正要望記載の通り、著作権法47条の2の目的で行われるコピー・コントロールの回避については合法と明示されることが必要であるが、かかる複製、翻案がコピー・コントロールを回避して行われる必要がある場合があり、そのような場合は、それを可能にする専用の機器が必要となる場合が多いため、それを行うためには、当該プログラムの著作物の複製物の所有者等が携帯電話の販売店に赴くなどにより、それを業者に委託する社会的必要が生じる。</p> <p>したがって、著作権者の利益を不当に害しない範囲で、このような複製物の所有者等自身以外の者(典型的には業者)による47条の2の目的での複製、翻案を認める必要がある。</p>
改正条項及び内容	著作権法47条の2の第5項(第3項、第4項として新設されるべきものについては別途改正要望参照)として、(著作権法31条や42条などの規定を参考に)以下の条文を設ける。

	<p>5 プログラムの著作物及びデジタル方式により記録された著作物は、次に掲げる場合には、その複製、翻案の数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害しない範囲で、複製、翻案することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 プログラムの著作物の複製物の所有者の求めに応じ、専ら当該所有者による47条の2の複製、翻案の用に供するために、当該プログラムの著作物を複製、翻案する場合 二 デジタル方式により記録された著作物の複製物を使用する権限を有する者の求めに応じ、専ら当該権限を有する者による47条の2の複製、翻案の用に供するために、当該デジタル方式により記録された著作物を複製、翻案する場合
団体名	日本知的財産協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>デジタル形式の著作物の複製物所有者によるバックアップ及び再生環境の変更に伴うデータ形式の変換等を目的として複製することを、著作権の権利制限規定の対象とする。</p> <p>ネットワーク経由による著作物の流通が普及したことを考慮し、デジタル形式の著作物のバックアップや再生環境に合わせたデータ形式の変換に伴う複製を認め、複製物の所有者による著作物の安定的な使用を確保することで、著作物のネットワーク流通に対するユーザの安心感、信頼感を醸成して、ブロードバンド時代におけるコンテンツ産業の発展に貢献する。</p>
法改正を必要とする理由	<p>(1) 問題の所在</p> <p>従来、著作物は記録媒体と一体となった状態で流通していたが、近年、デジタル形式の著作物が媒体を伴わずに、ネットワーク上で流通するケースが普及している。実際に著作物を使用するためには、記録媒体への複製が必要となり、ユーザ自らが別途用意した媒体を用いて複製物を作成することが多いが、CDやDVD等の媒体の耐用年数は半永久的といえず、環境によって、短期間で媒体が劣化・破損し、著作物が再生できなくなることもある。また、コンピュータに搭載されるハードディスク等においては、物理的な破損ではなくとも使用不能（データ管理領域の破壊等によってコンピュータによる再生が不能となる状態）となるケースも多く、ユーザの過失がないにも関わらず、著作物の使用ができなくなる事態が生ずる。</p> <p>一方、IT機器やソフトウェアは、技術進歩による陳腐化も早く、過去に入手したデジタル形式の著作物の再生環境が失われてしまうという危険性も挙げられる。</p> <p>そのような状況に備えて、ユーザはデジタル著作物のバックアップやデータ形式変換を行いたいと考えるが、これが認められるのは、著作権法第47条の2に基づくプログラムの著作物の複製等に限られ、それらの安定的な使用が阻害されるおそれがある。</p> <p>(2) 法改正の必要性</p> <p>デジタル著作物が、純粹な無体財産として流通することが普及しつつある実状に照らせば、ユーザの安定的な使用を確保することを目的とした、バックアップやデータ形式変換に係る複製は許されるべきである。このような目的から逸脱した複製物の保存を認めないとすれば、権利者の通常の利用を妨げることや正当な利益を不当に害することにはならないものと考えられる。</p> <p>ただ、当協会の中には、権利者が契約等によりバックアップ・コピー等を許諾し又は禁止している場合や権利者がパッケージメディア等に技術的保護手段（著作権保護技術）を用いて上記のような複製を禁止し又は制限している場合などのケースが考えられるので、この規定が強行法規でないことを前提に検討すべきではないか等の意見が一部にあるため、今後も引き続きこれらのことと検討した上で、具体的な内容を提言したい。</p>
改正条項及び内容	<p>新たな条項（第2章第3節第5款中）の創設</p> <p>著作権法第47条の2を参考としつつ、デジタル形式の著作物の複製物の所有者が、自ら当該著作物を利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製できることを主旨とした規定を新設する。</p>
団体名	日本知的財産協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	デジタル方式のコンテンツの複製物を使用する権限を有する者によるバックアップ、リプレース等を目的とした複製、翻案については、著作権を制限すべきである。
法改正を必要とする理由	<p>(1) 問題の所在</p> <p>著作権法47条の2は「プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案(これにより創作した二次的著作物の複製を含む。)をすることができる。」と定めている。これは「プログラムの複製物の所有者等がプログラムを使用する際に半ば必然的に随伴するバックアップやリプレースのための複製、翻案について著作権を制限した」と解されている(田村善之「著作権法概説(第2版)」223頁)。</p> <p>一方、近年の情報技術の発達により、著作物がデジタル化されて流通することが激増しており、その中には必ずしもプログラムの著作物とは解されないデータも存在するところ、これらを使用するためにバックアップ、リプレースを行う必要性は、プログラムの著作物の場合と何ら変わりがない。</p> <p>たとえば、現在高度に普及し、かつ、着メロ、着うたなどのような携帯電話向けのコンテンツの場合、突然の故障に備えてバックアップをとろうとしたり、あるいは機種変更に伴って新端末に旧端末からコンテンツを移動しようとしても、現状ではほとんどの携帯電話向けコンテンツにはコンテンツ提供者によりコピーコントロールが付されており、これを回避して複製することは、著作権法30条1項2号により許されないため、故障のためのバックアップや機種変更に伴うリプレースのように、実質的に著作権者の経済的利益を侵さないと考えられる場合であっても、ユーザーは当該コンテンツを再度購入することを強いられることになる。このような私的複製行為の過度の制限とも解される場合には、公正取引委員会が平成15年3月31日付で発表した「デジタルコンテンツと競争政策に関する研究会報告書」の39頁以下でも問題視されており、著作権法30条1項2号の改正が無理であるとしても、デジタルコンテンツのバックアップ、リプレース等のための複製、翻案については、プログラムの著作物における47条の2と同様に、権利制限規定を置くべき必要性が高いと考えられる。</p> <p>(2) 法改正の必要性</p> <p>上記により、著作権法47条の2の、「プログラムの著作物の複製物の所有者は、」「自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、」の部分をそれぞれ「デジタル方式により記録された著作物の複製物を使用する権限を有する者は、」「自ら当該著作物を電子計算機その他デジタル方式により記録された著作物を知覚しうる機器において利用するために必要と認められる限度において、」と置き換えた規定を、追加すべきであると考えられる。</p> <p>著作権法47条の2にいう「プログラムの著作物の複製物の所有者」については、大型汎用コンピュータのプログラムのリースの場合や譲渡担保などの場合の説明のため、113条2項と平仄を合わせて「プログラムの著作物の複製物を使用する権限を取得した者」と解されるべきとする学説(田村善之「著作権法概説(第2版)」224頁)が有力であり、その観点からすれば「デジタル方式により記録された著作物の複製物を使用する権限を有する者は、」とされるのが適切と考えられる(「デジタル方式」との語は、著作権法30条2項において既に用いられている)。また「電子計算機」だけではいわゆるコンピュータに限定され、携帯電話端末などが含まれないとの解釈を許すため、「電子計算機その他デジタル方式により記録された著作物を知覚しうる機器」とされるべきである。</p>

なお、著作権法47条の2の目的で行われるコピーコントロールの回避については合法と明示することが必要と考えられる。たしかに我が国の著作権法の解釈としても「30条1項2号に当たる行為であっても、別途、他の著作権の制限規定、たとえば、プログラムの著作物につきバックアップ等のための複製を可能とする47条の2の制限規定が適用されて、結局、著作権を侵害しないという場合がありうる」(田村善之「著作権法概説(第2版)」145頁)とされており、その意味からすれば、著作権法47条の2の目的で行われるコピーコントロールの回避については合法とわざわざ明示することは不要とも考えられる。

だが、著作権が制限されるような使用のために行われる技術的保護手段の回避は、米国法でも違法性がないものとして許容する旨が明文化されており(米国著作権法1201条(c)参照)、著作権法30条1項2号の類推などという解釈の余地を残さないためにも、著作権法47条の2において許される複製に「(技術的保護手段を回避して行う複製を含む。)」との語を加えてその旨を確認的な意味において明示することが必要と考えられる。

改正条項及び内容	<p>著作権法47条の2の第3項、4項として、以下の条文を加える。</p> <p>3 デジタル方式により記録された著作物の複製物を使用する権限を有する者は、自ら当該著作物を電子計算機その他デジタル方式により記録された著作物を知覚しうる機器において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製(技術的保護手段を回避して行う複製を含む。)又は翻案(これにより創作した二次的著作物の複製を含む。)をすることができる。</p> <p>4 前項の複製物を使用する権限を有する者が当該複製物(同項の規定により作成された複製物を含む。)のいずれかについて複製物を使用する権限を有しなくなつた後には、その者は、当該著作権者の別段の意思表示がない限り、その他の複製物を保存してはならない。</p>
団体名	日本知的財産協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	機器の保守・修理・変更のために、デジタル方式のコンテンツの複製物の所有者又は当該所有者から委託を受けた業者等が行う一時的な複製については、著作権を制限すべきである。
(1) 問題の所在	<p>著作権法47条の2は「プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案（これにより創作した二次的著作物の複製を含む。）をすることができる。」と定めている。これは「プログラムの複製物の所有者等がプログラムを使用する際に半ば必然的に随伴するバックアップやリプレースのための複製、翻案について著作権を制限した」ものと解されている（田村善之「著作権法概説（第2版）」223頁）。</p> <p>一方、近年の情報技術の発達により、著作物がデジタル化されて流通することが激増しており、その中には必ずしもプログラムの著作物とは解されないデータも存在するところ、これらを使用するためにバックアップ、リプレースを行う必要性は、プログラムの著作物の場合と何ら変わりがない。</p> <p>たとえば、今や国民の約7割が保有する携帯電話に保存されている着メロ、待受画像などのコンテンツの場合、携帯電話端末の故障修理時に一時的にバックアップし修理後の端末に復元したり、あるいは機種変更に伴って旧端末から新端末にコンテンツを移動しようとしても、現状では多くの携帯電話向けコンテンツには端末の仕様上あるいはコンテンツ提供者によりコピーコントロールが付されており、これを回避して複製することは、著作権法30条1項2号（技術的保護手段の回避）に該当する可能性があるため、実質的に著作権者の経済的利益を侵さないと考えられる場合であっても、ユーザは当該コンテンツを再度購入することを強いられることになる。このような私的複製行為の過度の制限とも解される場合については、公正取引委員会が平成15年3月31日付で発表した「デジタルコンテンツと競争政策に関する研究会報告書」の39頁以下でも問題視されており、著作権法30条1項2号の改正が無理であるとしても、デジタルコンテンツの一時的バックアップ、リプレース等のための複製については、プログラムの著作物における47条の2と同様に、権利制限規定を置くべき必要性が高いと考えられる。</p> <p>また、かかる複製がコピーコントロールを回避して行われる場合は、それを可能にする専用の機器が必要となる場合が多いため、それを行うためには、当該著作物の複製物の所有者が携帯電話の販売店に赴くなどにより、それを業者に委託する社会的必要が生じる。したがって、著作権者の利益を不当に害しない範囲で、このような複製物の所有者自身以外の者（携帯電話事業者又は携帯電話事業者から委託を受けた者）による47条の2の目的での複製も認める必要がある。</p>
法改正を必要とする理由	<p>(2) 法改正の必要性</p> <p>上記により、著作権法47条の2の、「プログラムの著作物」「自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において」の部分をそれぞれ「電子計算機にデジタル方式により記録された著作物」「当該著作物を当該電子計算機の保守、修理又は変更を目的とし、かつ保守、修理又は変更の完了後、当該電子計算機に記録される一の複製物を残して他の複製物が直ちに破棄される場合には」と置き換えた規定を追加すべきであると考えられる。</p> <p>なお、「電子計算機」との語は、いわゆるコンピュータに限定されず、「少なくともデータ処理に不可欠である記憶、演算、制御の3装置を備えていれば電子計算機に当たる」（加戸守行「著作権法逐条講義（四訂新版）44頁」）との説により、携帯電話端末なども当然に含まれると解釈している。</p>

また、著作権法47条の2の目的で行われるコピーコントロールの回避については合法と明示することが必要と考えられる。たしかに我が国の著作権法の解釈としても「30条1項2号に当たる行為であっても、別途、他の著作権の制限規定、たとえば、プログラムの著作物につきバックアップ等のための複製を可能とする47条の2の制限規定が適用されて、結局、著作権を侵害しないという場合がある」と（田村善之「著作権法概説（第2版）」145頁）とされており、その意味からすれば、著作権法47条の2の目的で行われるコピーコントロールの回避については合法とわざわざ明示することは不要とも考え得るが、著作権が制限されるような使用のために行われる技術的保護手段の回避は、米国法でも違法性がないものとして許容する旨が明文化されており（米国著作権法1201条（c）参照）、著作権法30条1項2号の類推などという解釈の余地を残さないためにも、著作権法47条の2において許される複製に「（技術的保護手段を回避して行う複製を含む。）」との語を加えてその旨を確認的な意味において明示することが必要と考えられる。

著作物の複製物の所有者からの委託に基づいて業者が行う複製については、著作権法の解釈上、複製行為の「法的主体」が当該所有者であるとの解釈も不可能なわけではないが、業者が複製行為の主体と解釈される可能性があり、制限規定により明確化する必要がある。

改正条項及び内容	<p>著作権法47条の2の第3項、第4項として、以下の条文を加える。</p> <p>3 電子計算機にデジタル方式により記録された著作物の複製物の所有者は、当該著作物を当該電子計算機の保守、修理又は変更を目的とし、かつ保守、修理又は変更の完了後、当該電子計算機に記録される一の複製物を残して他の複製物が直ちに破棄される場合には、当該著作物の複製（技術的保護手段を回避して行う複製を含む。）をすることができる。</p> <p>4 プログラムの著作物の複製物の所有者又は電子計算機にデジタル方式により記録された著作物の複製物の所有者から許諾を得た者は、当該複製物の所有者の求めに応じ、第1項又は第3項に規定する複製又は翻案の用に供するために、当該著作物の複製又は翻案をすることができる。</p>
団体名	情報通信ネットワーク産業協会（携帯電話データ移し替え対策分科会）

著作権法改正に関する要望事項

8. 機器の保守・修理等に伴う著作物の複製に対する権利の制限

要望の趣旨	著作権法第1条にいう『文化的所産の公正な利用』の趣旨に照らし、当然『公正な利用』に該当すると思われるにもかかわらず、権利制限についての明文規定がないために、その解釈が不安定(又は否定的)とされていることは正を求める一つとして明確化を要望するものである。
法改正を必要とする理由	<p>(1) 問題の所在</p> <p>機器の所有者にて、著作物のバックアップが困難な場合(突然の故障、機器システムの環境、機器自体の仕様等が挙げられる)、実務上所有者より上記要請がなされることがあるが、技術的に可能であっても、現行法上、保守・修理を行う者によるかかる複製は、複製権が及ぶものと解釈される可能性がある。</p> <p>(なお、プログラムに限れば、47条の2により、プログラムの複製物の「所有者」が行うバックアップ行為は認められるが、この場合も「所有者」から依頼を受けたメンテナンス業者によるバックアップ行為に同条の適用があるかは不明確…同様のケースにつき、米国では違法とする判例あり)</p> <p>(2) 法改正の必要性</p> <p>保守・修理等を行う者によるかかる複製は、実質的に著作権者等の利益を損なうものではなく、顧客が正当に入手した著作物の顧客による継続的な「使用」を実現するために行われるものであり、かかる行為にまで複製権が及ぶとなれば、円滑な顧客サービスへの支障のみならず、同一の著作物に関して利用料の2重取りとも言える状況を生むことになり、顧客に重い負担を強いる結果を招く(著作物の再取得等)ことが想定される。</p>
改正条項及び内容	著作権法 第2章第3節第5款 機器の保守・修理等(機器のバージョンアップに伴うメンテナンスを含む)を行う者が、その所有者(リース等による占有者を含む)の要請に基づき、当該機器に記録、蓄積されている著作物のバックアップ、移し替え等を目的として行う複製行為について、複製権を制限すること。
団体名	社団法人電子情報技術産業協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	機器の保守・修理・変更に伴う複製に関する権利制限規定の追加
	著作物の複製物の所有者あるいは当該所有者から委託を受けた機器業者等が、機器の保守・修理あるいは機器の変更のために、機器に記憶された著作物を便宜的に他の媒体に複製することは、正当な利用の範囲内であり、当該行為に原著作物の複製権が及ばないことを条文上明記する。
法改正を必要とする理由	<p>(1) 問題の所在</p> <p>情報機器の保守、修理や新しい機器への変更の際には、機器に記憶されている著作物について、一時的にバックアップしたり、新しい機器に移行するために、これを他の媒体に複製する必要がある。このような複製は、著作物の複製物の所有者本人が行うだけではなく、機器業者等に委ねる場合がある。</p> <p>しかしながら、著作権法第30条では、使用者自らが私的使用のために複製することのみ、第47条の2ではプログラムの複製物の所有者自らが電子計算機において使用するために複製することのみが認められており、著作物の複製物の所有者の委任に基づいて機器業者等が便宜的に複製を行うことは、著作権の制限範囲内であることが条文として明記されていないため、著作権者等から権利行使される可能性がある。</p> <p>(2) 法改正の必要性</p> <p>上記のような複製は、著作物の継続的な使用のために必要不可欠の行為である。また、著作物の複製物の所有者は複製を行うための知識や専用機器を有していないことが多いため、当該所有者自らが複製を行うことは現実的には困難である。このような複製を認めず、既に正当に入手した著作物の再購入等が必要になれば、当該所有者に経済的な負担を負わせることになり、その結果として、IT産業の健全な発展の妨げとなるおそれがある。</p> <p>一方、一時的に複製される著作物が正当に入手されたものであり、保守等の完了後に速やかに破棄されるならば、権利者の通常の利用を妨げることやその正当な利益を不当に害することにはならないと考えられる。</p> <p>ただ、当協会の中には、権利者が契約等により保守等に伴う著作物の複製物のバックアップ・コピー等を許諾し又は禁止している場合や権利者がパッケージメディア等に技術的保護手段(著作権保護技術)を用いて上記のような複製を禁止し又は制限している場合などのケースが考えられるので、この規定が強行法規でないことを前提に検討すべきではないか等の意見も一部にあるため、今後も引き続きこれらのことと検討した上で、具体的な内容を提言したい。</p>
改正条項及び内容	<p>新たな条項(第2章第3節第5款中)の創設</p> <p>「第2章第3節第5款 著作権の制限」に下記趣旨の条項を追加する。</p> <p>「著作物の複製物の所有者または当該所有者から許諾を得た者は、当該複製物を使用するための機器の保守、修理あるいは機器の変更を目的とし、かつ当該複製物の新たな複製物が他のいかなる方法でも使用されず、かつ保守、修理あるいは機器の変更の完了後直ちに破棄される場合には、当該複製物を複製することができる。」</p>
団体名	日本知的財産協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	機器(携帯電話)の保守・修理・変更のために、デジタル方式のコンテンツの複製物の所有者又は当該所有者から委託を受けた業者等が行う一時的な複製については、著作権を制限すべきである。
法改正を必要とする理由	<p>近年の情報技術の発達により、著作物がデジタル化されて流通することが激増しており、その中には必ずしもプログラムの著作物とは解されないデータも存在するところ、これらを使用するためにバックアップ、リプレースを行う必要性は、プログラムの著作物の場合と何ら変わりがない。</p> <p>たとえば、携帯電話に保存されている着メロ、待受画像などのコンテンツの場合、携帯電話の故障修理時に一時的にバックアップし修理後の端末に復元したり、あるいは機種変更に伴って旧端末から新端末にコンテンツを移動しようとした場合、現行の著作権法では複製に該当し、著作権者の許諾なしにはできないこととなる。</p> <p>しかしながら、著作権者の許諾を得ることは当該権利者の特定も含め、そう容易いことではない。従ってユーザは、実質的に著作権者の経済的利益を害さないと考えられる本件のような場合であっても、当該コンテンツを再度購入せざるを得なくなる。</p> <p>このような複製を認めず、一旦、正当に取得した著作物の再購入を強いることは、当該所有者に経済的な負担を課すこととなり、その結果としてIT産業、コンテンツ産業の健全な発展の妨げとなるおそれもある。</p> <p>また、このような複製を行うためには専用機器が必要となる場合も多く、当該著作物の複製物の所有者が携帯電話の販売店に赴き、専用機器の操作に不慣れなことから、業者に複製行為を委託するケースも生じる。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第47条の2第2項の次に次の各項を加える。</p> <p>3 電子計算機にデジタル方式により記録された著作物の複製物の所有者は、当該著作物を当該電子計算機の保守、修理又は変更を目的とし、かつ保守、修理又は変更の完了後、当該電子計算機に記録される一の複製物を残して他の複製物が直ちに破棄される場合には、当該著作物の複製(技術的保護手段を回避して行う複製を含む。)をすることができる。</p> <p>4 プログラムの著作物の複製物の所有者又は電子計算機にデジタル方式により記録された著作物の複製物の所有者から許諾を得た者は、当該複製物の所有者の求めに応じ、第1項又は第3項に規定する複製又は翻案の用に供するために、当該著作物の複製又は翻案をすることができる。</p> <p>(注:「電子計算機」には携帯電話機が当然に含まれるものとの理解による)</p>
団体名	日本電信電話株式会社

著作権法改正に関する要望事項

9. 技術や機器の研究・開発過程で行われる、評価・検証目的での著作物の利用に関する権利の制限

要望の趣旨	著作権法第1条にいう『文化的所産の公正な利用』の趣旨に照らすと、『公正な利用』に該当すると思われるにもかかわらず、権利制限についての明文規定がないために、その解釈が不安定(又は否定的)とされていることは正を求める一つとして明文化を要望するものである。
法改正を必要とする理由	<p>(1) 問題の所在</p> <p>録音録画等の新しい技術や機器を研究・開発するにあたり、その研究段階で、当該技術・機器の評価・検証を目的として、著作物(放送番組等)を例えれば録音録画するなどの形で利用する必要が生じる場合が考えられるが、現行法上、これら利用についての権利制限が明文化されておらず、著作権者の権利が及ぶと解釈されてしまう余地がある。</p> <p>(2) 法改正の必要性</p> <p>上記評価・検証を目的としてなされる著作物の利用は、実質的に著作権者等の利益を損なうものとは考えられないばかりか、仮にこれら著作物の利用についてまで著作権者等の権利が及ぶとしても、個別に権利処理を行うことは不可能であるし、結果として技術・機器の新たな開発、研究に支障をきたすことになり、技術革新を妨げることにつながるおそれがある。</p>
改正条項及び内容	著作権法 第2章第3節第5款 新しい技術・機器の研究・開発過程において、技術・機器の評価・検証を行う目的で著作物を利用(主に複製、翻案)することについて、権利を制限すること。
団体名	社団法人電子情報技術産業協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>新技術や新製品(機器)の研究・開発過程で行われる、評価・検証を行う目的での著作物の利用に関する権利制限規定の新設</p> <p>新技術・新製品(機器)の研究・開発過程における当該技術・機器の評価・検証を行う目的での著作物の利用は著作権(主に複製権、翻案権)等が及ぶないことを明確化する。</p>
法改正を必要とする理由	<p>(1) 問題の所在</p> <p>新技術や新製品(機器)を研究・開発するに当たり、その研究段階で、当該技術・機器の評価・検証を目的として、著作物を利用する必要が生じる場合が考えられる(*)が、現行の著作権法においては著作権(主に複製権、翻案権)等が及ぶと解されるおそれが高いが、これらの行為がどの権利制限規定にも該当しない。</p> <p>また、かような利用は著作物の視聴のための利便性を向上させる目的があり、専ら技術・機器の評価・検証を行う目的に限定されているため、権利者の通常の利用を妨げることや正当な利益を不当に害することにはならないものと考えられる。</p> <p>(*)例1:放送受信機を開発する際に、適正に放送電波を受信できるかを確認するために、その放送電波(放送番組・ブロードバンドで配信されるコンテンツ等が含まれる)の記録再生を行う場合。</p> <p>例2:放送の記録再生機を開発する際に、適正に放送内容(放送番組・ブロードバンドで配信されるコンテンツ等が含まれる)を記録、再生、編集等を行う場合。</p> <p>(2) 法改正の必要性</p> <p>上記の評価・検証を目的としてなされる著作物の利用は権利者の通常の利用を妨げることやその正当な利益を害することとは考えられないばかりか、仮にこれら著作物の利用についてまで著作権者等の権利が及ぶとしても、個別に権利処理を行うことは実質的に不可能であるし、結果として技術・機器の新たな開発、研究に支障をきたすことになり、強いては技術革新を妨げることにつながるおそれがある。</p>
改正条項及び内容	<p>新たな条項(第2章第3節第5款中)の創設</p> <p>権利制限規定を追加し、新技術・新製品(機器)の研究・開発過程において、専ら当該技術・機器の評価・検証を行う目的で著作物を利用(主に複製、翻案)することについては、著作権(主に複製権、翻案権)等が及ばないこととする。</p>
団体名	日本知的財産協会

著作権法改正に関する要望事項

7. プログラムの調査・解析等に関わる中間的複製・翻案行為に対する権利制限

要望の趣旨	文化庁の『コンピュータ・プログラムに係る著作権問題に関する調査研究協力者会議』での検討以降、棚上げにされている問題であり、IT産業の今後の更なる発展に必要であろう趣旨から上記を求めるものである。
法改正を必要とする理由	<p>(1) 問題の所在</p> <p>著作権法は、表現のみを保護し、アイデアまで保護しないことは明確な原則である。この点、上記のような目的で行われる中間的な複製・翻案にまで、著作権の効果を及ぼすことは、結果的に表現の保護を越えてアイデアを保護することとなってしまい、著作権法の制度趣旨上も問題が少くない。</p> <p>この点、既に海外では、法律によるか判例によるかは別として、一定の範囲でこのような権利制限を認めている国も多く、産業政策という観点で捉えれば、コンピュータ・プログラムは既に世界規模での市場が形成されており、仮に、日本においてはこのような行為についても著作権を及ぼすとするならば、一定の範囲で権利制限を認めている諸外国と競争を行う上で不利な立場に立たされ、IT分野における日本の発展の足枷となることも懸念される。</p> <p>(2) 法改正の必要性</p> <p>現行の日本の著作権法では、上記の中間的複製・翻案に関する個別の権利制限規定が存在しないことから、そのような中間的複製・翻案の許容可能性について著作権法上の規定の文理解釈のみから明確な根拠を求めるのは困難である。</p> <p>権利者と利用者が競争関係にある場合などには、契約による解決を期待するのは難しいと言える。</p> <p>なお、本要望は、中間的複製・翻案に対する著作権の制限を求めるものであり、フォワードプログラミングにより作成されたコンピュータ・プログラムに関する著作権行使を制限すべきとの趣旨ではない。</p>
改正条項及び内容	著作権法 第2章第3節第5款 プログラムの研究・開発、プログラムの性能の検証、プログラムのバグの発見・バグ修正用プログラムの開発等を目的として行うプログラムの中間的な複製又は翻案については、著作権を制限すること。
団体名	社団法人電子情報技術産業協会

著作権法改正に関する要望事項

1. プログラムの著作物に係る、権利制限行為主体の拡大

要望の趣旨	現在、プログラム著作物の複製物の「所有者」のみに認められている複製、翻案について、「合法的な占有者」にも複製等を認めるべき
法改正を必要とする理由	<p>(1) 問題の所在</p> <p>現行規定ではプログラム著作物の複製物の「所有者」のみに複製、翻案を認めている。しかし、例えば以下の場合にはこれらの権利制限が適用されない。</p> <p>プログラムの使用許諾契約においては、使用(のみ)を許諾し、媒体の所有権は留保していることを明示しているものがある。こうした場合、ライセンシは当然には複製・翻案することができないこととなる。</p> <p>あるいは、パソコンなどのハードウェアと、当該ハードウェアで利用するソフトウェアを購入する際に、ファイナンス・リースが利用されることがあるが、その場合には、法的には貸し手(リース業者)が複製物の所有者であり、借り手(ユーザ)はソフトウェアの複製物の所有者であるとは言えないため、例えばプログラムの著作物がインストールされた状態でリースされている場合、リース期間中に借り手が第47条の2にもとづくバックアップ・コピーを行うことは認められない。さらに、第47条の2が借り手に適用されないことから、プログラムの著作物が予めインストールされずにリースされた場合には、バックアップ・コピーは勿論、そもそもインストール行為すら借り手には(第47条の2に基づいては)当然には認められないことになる。しかしながら、借り手は、自己が複製物の所有者ではないことを認識していないのが実態である。また、貸し手も、「自ら…利用するために」行うものではないので、第47条の2に基づいては、借り手のために複製、翻案をすることができない。</p> <p>(2) 法改正の必要性</p> <p>上述の場合、契約による対処がなされるのであれば問題ないが、必ずしも当事者の合意に基づく契約があるわけではなく、むしろ通常は約款による処理が行われていると考えられる。約款の有効性が常に認められるわけではない以上、法により合法的占有者に所有者同様の権利が担保されることが望ましい。</p>
改正条項及び内容	著作権法第47条の2 権利制限が適用される行為主体の拡大(複製物の「所有者」→「合法的な占有者」)
団体名	社団法人電子情報技術産業協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	プログラムの著作物の複製物を提供するにあたって、予め当該プログラムの著作権者等がバックアップ用のディスクも提供する場合に、そのディスクのみの譲渡を制限すること。
法改正を必要とする理由	<p>現行法では、プログラムの著作物の特殊性から、47条の2第1項においてプログラムの著作物の複製物の所有者が、バックアップ用として当該プログラムを複製することが許される（その範囲については解釈上争いがありますが）とする一方で、同条2項によりそのバックアップ用に作成された複製物のみの譲渡を制限しています。</p> <p>ところで、最近は、プログラムの著作物の使用者の便宜を図り、予め著作権者等が複製物を作成し、バックアップ用に提供する例が増えていきます。この場合に、同条2項が適用され、バックアップ用に提供された複製物のみの譲渡が制限されているか否かは明らかではなく、同条項の適用があるのは複製物の所有者が複製した場合のみという解釈も不可能ではありません。</p> <p>しかし、このような解釈を可能とすれば、結局著作権者がバックアップ用ディスクを提供し、著作物の使用を促進するインセンティブを損なうことになってしまいます。</p> <p>そこで、著作権者等がバックアップ用ディスクを提供する場合にも47条の2第2項の適用があることを明らかにする必要があると考えます。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第47条の2 47条の2第3項として以下の条項を追加する。</p> <p>「3 プログラムの著作物の複製物の譲渡に当たり、第1項に定める必要を満たすための複製物が譲受人に提供されるときは、当該複製物は、前項の規定の適用においては、第1項の規定により作成された複製物とみなす。」</p>
団体名	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

著作権法改正に関する要望事項

10. 同一性保持権の見直し

要望の趣旨	現行法上は、同一性保持権の権利範囲について、著作者の主観的要件に委ねられており、予見可能性という観点からは、客観的要件で権利構成されることが望まれる。ベルヌ条約上も客観的要件に基づく保護を規定しており、これに沿った法改正が行われることを求める。
法改正を必要とする理由	<p>(1) 問題の所在</p> <p>現行の規定では、同一性保持権の侵害は、一定の限界はあるとはいえ、著作者の主観的要件に委ねられている。しかし、予見可能性、法的安定性という観点から、権利は客観的要件で構成されるべきと考える。</p> <p>デジタル技術のメリットの一つは、コンテンツの加工改変を容易にし、著作物の利用形態を広げるところにある。もちろん、改変によって著作者の客観的人格が損なわれるような事態は避けなければならないが、一方で家庭内やクリエータ個人のような閉じた世界での改変行為によって、著作者の客観的人格が害される恐れは少なく、このような行為についてまでも、人格権侵害とする必要性は乏しい。</p> <p>一方で、現行法上で「意に反する」改変がすべて禁止されていると解釈されると、(実害のない)これらの場面での利用までも萎縮させ、自由な発想の元に著作物を利用し、新しい創造を生み出す芽を摘むことにもなりかねず、著作権法の目的である「文化の発展」にもとることになると思われる。</p> <p>また実害もなく、実際には権利行使や許諾も難しいこれらの場面の行為を、形式的であっても違法とすることは、著作権に関する遵法意識の低下をもたらし、本来厳格に保護されるべき分野についてまで、一般利用者が権利保護の重要性を軽んじる結果を招きかねない。</p> <p>(2) 法改正の必要性</p> <p>20条2項4号の規定の解釈によって、上述のような場面の改変行為に対する権利制限の可能性を読み込む議論もあるが、従来の伝統的な解釈態度および50条の反対解釈に照らすとき、解釈による対応だけでは法的安定性に欠ける。</p> <p>なお、改正を行っても、ベルヌ条約の要求する保護水準(客観的人格の保護)はクリアしており、保護レベルが国際的に問題とされることはない。</p>
改正条項及び内容	著作権法第20条 「意に反して」を「名誉声望を害する態様で」に改める
団体名	社団法人電子情報技術産業協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作者人格権のうち、「同一性保持権」の侵害責任が著作物の複製物の個人的又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で使用することを目的とする改変行為には及ばないこととするよう、要望するものである。
法改正を必要とする理由	<p>著作物の利用に供する各種高機能機器（デジタル家電、パソコンコンピュータ等）の発達及び普及に伴い、一般国民の家庭内等における著作物の使用及び利用形態も多様化しており、著作物の視聴時における早送り、ランダム再生、色調・縦横比の変更等はもとより、編集、加工等も容易に行うことが可能となっている。ところが、現行法の解釈上、著作社人格権のうち「同一性保持権」については、複製権に対して私的使用目的の複製に係る権利制限規定が設けられていることとは対照的に、個人的又は家庭内といった限られた範囲内における改変に関してこれを侵害行為から除外する規定は設けられておらず、その解釈及び運用も、いわゆる「ときめきメモリアル事件」の存在にみられるとおり、極めて厳格に行われている現状にある。</p> <p>著作物の原作品に対する改変行為が行われる場合には、仮にそれが個人的又は家庭内における限られた範囲での改変であったとしても、後世への文化的所産の継承の観点からは、これを同一性保持権の侵害とすることについて合理性が認められるものの、一方、大量生産に係る著作物の複製物に対する個人的又は家庭内における限られた範囲内での改変で、かつ、改変の結果がその限定範囲を超えて頒布されないものに関しては、これを同一性保持権の侵害ととらえる実益は乏しく、また、これを侵害することにより、著作物の一般国民による多様な利用及び使用を過度に抑制し、文化的所産の公正な利用の可能性を損ない、かえって「文化の発展」を阻害するおそれがあるものと思料する。</p> <p>よって、同一性保持権の及ぶ範囲から、著作物の複製物に対する個人的又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内での使用を前提とする改変行為を除外する法改正を行うことが適用である。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第二十条及び第三十条</p> <p>著作権法の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十条第二項第四号を第五号とし、第四号の次に次の二号を加える。</p> <p>四 個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的として著作物の複製物に対して行う改変</p> <p>第三十条第一項中「個性的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を「私的使用」に改める。</p>
団体名	財団法人 ソフトウェア情報センター

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権法第 20 条の同一性保持権を、ベルヌ条約において容認されている「改変された著作物が閉鎖領域内に留まる場合」は著作者人格権の侵害とみなさないことを明文で定める。
法改正を必要とする理由	<p>日本の著作権法における同一性保持権がベルヌ条約において求められている基準より厳しく、通常の文具や工具を用いた個人が趣味の範囲で行う改変までもが違法とされる恐れがかねてから指摘されている。また、昨今では欧米の判例では合法とされている家庭用ゲームソフトの改造プログラムに対する訴訟が相次いで起こされるなど個人が趣味の範囲で行う改変が過度に弾圧される傾向が強い。</p> <p>しかしながら「改変された著作物が閉鎖領域内に留まる場合」の要件を満たす限り、現著作者に対して損害を与えることは無く、また、既存の作品に手を加える行為は創作の技能を磨くうえで有益かつ不可欠であり、こうした行為を違法とすることは文化・芸術の観点からは不利益となる。</p> <p>よって、ベルヌ条約が容認している基準に合わせて「改変された著作物が閉鎖領域内に留まる場合」並びに、改変された著作物が公表された場合であっても「自己の名誉又は声望を害するおそれ」が無い場合は著作者人格権の侵害とみなさないことを明文で定めるべきである。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第 20 条 ※下線部分が追加又は変更箇所</p> <p>第二十条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。</p> <p>一 第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの</p> <p>二 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変</p> <p>三 特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようにするため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようにするために必要な改変</p> <p>四 改変された著作物を公衆に提示又は提供しない改変(原作品の改変を除く。)</p> <p>五 前四号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変</p>
団体名	知財系 BLOG 運営者会議

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	プログラムおよびデータベースの著作物は著作者人格権が及ばない旨を明確化する。
法改正を必要とする理由	<p>著作者人格権は音楽・文学をはじめとする文化的著作物にかかる著作者の権利保護を目的として創設された権利である。反面、プログラムおよびデータベースの著作物は、その機能的・経済的な価値に着目して取引されるものであって、その著作者（特に法人著作の場合は典型的に）はほとんどの場合、人格的保護を期待していないのが実情である。これらの情報経済的な著作物について著作者人格権があるかのとき現行法は、いたずらに紛争を助長または複雑化させかねない面を有している。実際、著作権侵害事件においては著作者人格権の侵害を請求原因のひとつとして掲げるケースは少なくないが、この分野においては本来的な人格的保護の必要性を背景としたものは皆無に等しい。文化的著作物と異なりこれら情報経済的な著作物は経済的利益に直結しているがゆえに、実情にそぐわない権利付与はかえって無用な論争を起こし、発展を阻害する危険性を有するのである。</p> <p>人格的保護を必要としない経済取引の実情に合わせて著作者人格権が及ばない旨を明確化する。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第17条 プログラムおよびデータベースの著作物については第21条から第28条に規定する権利（著作権）を享有する（第18条から第20条に定める権利は享有しない）ことを明示する。</p>
団体名	社団法人情報サービス産業協会

(101)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	権利制限規定の見直し。
法改正を必要とする理由	<p>現行の著作権法の権利制限規定は極めて限定的であるので、例えばWEB上の情報をある一定の範囲で自由にコピーできるように権利制限規定の見直しをする。</p> <p>特に、インターネットの急速な進展に伴い、従来想定していなかつたWEB上の情報の利用方法が現れ、WEB上の情報を自由に閲覧できることは良いとしても、これを自由にコピーできないというのは時代錯誤も甚だしい。ある一定範囲の目的であれば、誰もがWEB上の情報を自由にコピーできるようにすべきである。</p>
改正条項及び内容	<p>現行の著作権法第30条乃至第50条の権利制限規定に該当しない下記の内容に該当するものは自由に利用できるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① インターネット上にあり誰でもアクセスできる著作物であって、自由に利用できる範囲等について著作者の事前の意思表示がないもの。 ② 専ら試験・研究の目的で行われるもの。 ③ その他止むを得ないと認められるもの。
団体名	ビジネス機械・情報システム産業協会 (JBMIA)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	農林水産分野における研究開発の一層の発展と産学官連携・異分野間の交流を促進し、それによって社会経済の発展を図るため
法改正を必要とする理由	<p>自然科学系創作活動によって生まれた著作物（学術論文、以下論文という）は、社会人文系創作活動に比べて以下のような特徴がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然科学系の創作活動（論文の発表）は、真理の探究、法則の発見、応用技術の開発などを通して、社会経済の発展に貢献することを目的としている。その活動は、これまでの成果をどのように発展させたかなどを発表し、広く公開、評価されるべきものである。 ・ 論文の発表機会が学会誌、商業誌など極めて限定されている。 ・ 論文の性格から広く周知、認知されることが求められる。 ・ 研究成果情報ならびにその伝達方法などが限定されている。 ・ 自然科学系の研究活動の成果は、工業所有権でも保護されている。 ・ 著作権は、創作がなされたときに成立する。特許庁のような機関による審査がなく、しかも成立について登録等のいかなる方式も要求されない。したがって、どこからが著作権の侵害になり、どこまでなら侵害にならないかについても工業所有権のようなクレーム制度がないから不明確である。 ・ 工業所有権の保護期間は、20年であるが、著作権は50年である。 <p>これらのことから、人間の思想、感情を創意的に表現して文化の向上に貢献することを目的とする著作権法の中に、人類共通の財産となるべき自然科学系創作活動を含めることは問題があり、現法を改正する必要がある。</p>
改正条項及び内容	著作権法の中で自然科学系創作活動によって生まれた著作物（学術論文）に関する項目については例外項目を設けて欲しい。
団体名	社団法人農林水産技術情報協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	2. 原則として、著作権制限規定から楽譜を除外すること。
法改正を必要とする理由	2. 楽譜は、第一義的に演奏に供せられることを目的として発行されるものであり、しかもそれは多品種、少部数、高単価で制作され、きわめて長期間を要して販売されるものであるため、これを購入に代えた複写・複製行為はベルヌ条約9条(2)ないしわが国の現行著作権法のただし書き（例：第35条1項等）に該当するものと考える。また、例示として、第30条で適法にコピーされた楽譜で練習をなし、書込み等を行った後、公演等に望む場合、実演家は当該コピーを用いることは明白であり、仮え、それが目的外使用を禁ずる規定（第49条）に違反するとしてみても、その実効性は望めないなどの事例が多々見受けられる。したがって、原則として、楽譜の複写・複製はこれを一切禁止し、その一方で（社）日本複写権センターと同種の機能を（社）日本音楽著作権協会等が果たすなどの受け皿の準備も検討されているところである。
改正条項及び内容	2. ①著作権法第30条1項の最後に、「ただし、楽譜を除く。」を追加。 ②著作権法附則第5条の2の最後に、「ただし、楽譜を除く。」を追加。 ③著作権法第31条1項1号、括弧書きの最後の「(...その部分)」の後に、「(...、ただし、楽譜を除く。)」を追加。 ④著作権法第32条1項の最後に、「ただし、楽譜にあってはその一部分」を追加。 ⑤著作権法第35条1項のただし書き中、「当該著作物の種類」の後に、括弧書きで、「(楽譜を含む。)」を追加。
団体名	日本楽譜出版協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	公開の美術の著作物等の複製に係る権利制限規定の見直し
法改正を必要とする理由	<p>著作権法第46条第4号では「専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する場合」を除き、公開の美術の著作物を自由に利用できると規定されています。</p> <p>しかし、企業が営業活動の一環として、公開の美術の著作物をカレンダー、広告、ポスター等に複製し、顧客に無償で配布することが頻繁に行われています。従って第46条第4号の文言を、営利、非営利を問わず、下記の通り改めて頂きたい。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法 46 条</p> <p>4. 専ら美術の著作物の複製物の頒布を目的として複製する場合</p>
団体名	社団法人日本美術家連盟

著作権法改正に関する要望事項

(株式会社サンライズー5)

要望の趣旨	映画製作のために創作された脚本、せりふ及び音楽の著作物に関する権利の見直し
法改正を必要とする理由	<p>映画の著作物の著作権を映画製作者に集中させて利用促進を図るため著作権法第29条の規定が設けられているところ、脚本、音楽の著作権は別個独立とされているため、当該規定の趣旨が半減している。</p> <p>映画製作のために創作された脚本、せりふ及び音楽の著作者は当該映画利用について反対することができないというベルヌ条約第14条の2(b)の規定を著作権法に新設することにより、映画の著作物の著作権者による利用コントロールを容易にする。</p> <p>この新設規定は、ベルヌ条約第14条の2(3)前段にいう国内法令の別段の定めに該当する。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第28条に但書を新設する。</p> <p>ただし、映画の著作物の製作のために創作された脚本、せりふ及び音楽の著作物の著作者は、特別の定めがない限り、当該映画の著作物の利用に反対することができない。</p>
団体名	